

特別区税・都民税・森林環境税の賦課決定（税額の決定）や差押等の滞納処分について不服のある方は、区長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決に不服のある方は、処分の取消しの訴えを提起することができます（取消訴訟）。

●審査請求は、「審査請求書」を作成して、審査請求の期間（期限）内に提出してください。

1 主な処分に対する審査請求の期間（期限）

（地方税法第19条、第19条の4、行政不服審査法第18条、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第16条）

	審査請求の期間（期限）
賦課決定	納税通知書または税額通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内
督促	督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内、または差押にかかる通知を受け取った日（通知がないときは、差押があったことを知った日）の翌日から起算して3か月以内
不動産等の差押	差押があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、またはその公売期日等のいずれか早い日

2 取消訴訟

（地方税法第19条の12、行政事件訴訟法第8条、第14条）

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に区を被告として提起することができます。

原則として、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、つぎの1～3のいずれかに該当する場合は、裁決を経ずに提起することができます。

- 1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。